

公安委員会 説明資料No. 1	国家公務員法等の一部を 改正する法律案について	令和3年4月8日 長官官房
--------------------	----------------------------	------------------

## 1 趣旨

国家公務員法に定める国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる一部改正法案は、昨年通常国会に提出され廃案となっていたが、今般、施行日の修正等を行った上で本年通常国会に再度提出される見込みであり、一括して警察法の一部改正も行うもの。

## 2 国家公務員法等改正案の主な概要

### (1) 定年を段階的に60歳から65歳に引上げ

定年を、令和5年4月1日から「2年に1歳ずつ」のペースで引き上げる。  
(令和13年4月1日に65歳とする。)

### (2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

60歳に達した管理監督職の職員を非管理監督職等に異動させる制度を新設する。

### (3) 給与及び退職手当に関する措置

- 60歳に達した職員の俸給月額を60歳前の7割水準に調整する。
- 60歳以後に退職した者の退職手当を、定年退職と同様に算定する。

### (4) 情報提供・意思確認制度の導入

60歳に達する職員に対し、その前年度に、60歳以後の制度に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認する制度を新設する。

## 3 警察法改正案の主な概要

国家公務員である特定地方警務官（都道府県警察で採用され、警視正以上の階級に昇任した警察官）の特殊性に鑑み、60歳に達した特定地方警務官について、警視総監又は道府県警察本部長が、上記2(4)の情報提供・意思確認を行った上で、国家公安委員会の同意を得て、都道府県警察における警視以下の階級にある警察官に任命するものとする。

## 4 施行期日

令和5年4月1日

## 5 地方公務員法の改正の動向

上記の国家公務員に準ずる形で地方公務員の定年を引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正法案については、昨年通常国会に提出され、継続審議中。

## 1 経緯

令和2年3月に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）を改正し、東京2020大会の大会関係車両を対象とする専用通行帯又は優先通行帯であることを表示する道路標識等を新設したところ、同大会が令和3年に延期されたことを受け、当該道路標識等の設置期限を変更するため、同命令の改正案について意見公募手続を実施するもの。

## 2 内容

### (1) 改正の内容

「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示並びに「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示について、令和3年9月30日まで設置することができることとするもの。

(参考) 「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示



「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示



### (2) 施行期日

令和3年7月1日

### (3) 意見提出期間

令和3年4月12日（月）から令和3年5月11日（火）までの間

## 1 経緯

- 平成29年5月、統計改革推進会議において、政府としてEBPMを推進することが決定。
- 警察庁においては、平成30年4月に設置した政策立案総括審議官の統括の下で各種EBPMの取組を推進。
- 令和元年度までは、EBPMの考え方や手法の浸透を図るため、各府省庁において、EBPMの観点から施策の検証・立案を行う実例創出を中心に取組を実施。

## 2 令和2年度中の取組

### (1) 概要

EBPMの取組を更に加速させる観点から、これまでの実例創出の取組を踏まえ、各府省庁が、実情に応じた一層の実践に取り組んでおり、特に、予算プロセス等の各種政策立案等プロセスとEBPMの一体的取組の推進を重視。

### (2) 具体的取組

警察庁においては、次の施策等について、予算要求プロセスにおける課題の整理等にロジックモデルを活用するなど、政策立案等プロセスとEBPMの一体的取組を推進。

#### ○ 高度化PICSの整備

高度化PICS（携帯電話等に導入したアプリを通して視覚障がい者に信号情報を提供するシステム）を整備し、夜間に鳴動しない信号交差点等における視覚障がい者の安全の確保、移動の円滑化を図るもの。

## 3 今後の方針

警察に関する施策の企画立案にEBPMの考え方や手法が取り入れられるよう、引き続き、内閣官房行政改革推進本部事務局を中心に各府省庁と連携しつつ、取組を推進。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>令和2年における組織犯罪の情勢について</p>	<p>令和3年4月8日</p> <p>刑 事 局</p>
<p><b>1 暴力団情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年1月、兵庫県等の6府県の公安委員会が暴力団対策法に基づき、10市を警戒区域と定めた上、六代目山口組及び神戸山口組が「特定抗争指定暴力団等」として指定される中、抗争の継続を受け、令和2年末現在、10府県の公安委員会により、18市町を警戒区域とする指定が行われている。</li> <li>○ 暴力団構成員等の検挙人員は近年減少傾向にあり、令和2年は13,189人。罪種別では、覚醒剤取締法違反が最多で、次いで傷害、詐欺、窃盗の順。また、準暴力団等は、暴力団と関係を持ちながら、繁華街・歓楽街等において、暴行・傷害、違法な資金獲得活動を行っている。</li> </ul> <p><b>2 薬物・銃器情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物事犯検挙人員は近年横ばいであり、令和2年は前年より微増。</li> <li>○ 大麻事犯検挙人員は5,034人と過去最多。年齢層別の人口10万人当たりの検挙人員を見ると、20歳代以下の若年層における増加が顕著。</li> <li>○ 覚醒剤密輸入事犯検挙件数は73件、覚醒剤押収量は437.2kgとともに前年より大幅に減少。</li> <li>○ 銃器発砲事件数は、暴力団等によるとみられるものを中心に17件と増加。拳銃押収丁数については355丁と減少。</li> </ul> <p><b>3 来日外国人犯罪情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総検挙件数・人員については、17,865件・11,756人で、近年はほぼ横ばい状態で推移してきたが、入管法違反（不法残留）等の特別法犯の増加もあって、若干増加。</li> <li>○ 総検挙人員の国籍等別の内訳は、ベトナム35.9%、中国23.0%の順で、2か国で全体の約6割を占める。</li> <li>○ 総検挙人員の在留資格別の内訳は、「技能実習」24.6%、「留学」17.7%、「短期滞在」15.5%の順で、これらの合計で全体の約6割を占める。</li> </ul>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年4月8日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	----------------------------------	------------------------------

### 1 感染者数【4月7日時点】

- (1) 国内における感染状況～487,545人（死亡9,249人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～131,840,526人（死亡2,866,092人）

### 2 政府の対応

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。
- (2) 7都府県に緊急事態宣言を発出（令和2年4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（同年5月25日）。

4都県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都県の緊急事態措置を終了（同年3月21日）。

- (3) まん延防止等重点措置の実施を決定（令和3年4月5日から5月5日までの間、宮城県、大阪府、兵庫県）。
- (4) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（令和2年12月28日から全ての国・地域からの新規入国の一時停止。令和3年1月14日からビジネストラック等の一時停止）。

現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。

### 3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）
- (2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施
- (3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等
- (4) 感染拡大防止のための取組の徹底